

重 要 ・ 保 存

令和8年1月版

指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者
支援施設及び指定保護施設等における

不在者投票事務処理要領

千葉県選挙管理委員会

〒260-8667 千葉市中央区市場町1－1
千葉県総務部市町村課内
(電話 043-223-2142 直通)
〔経費の請求関係は 043-223-2130 直通〕

目 次

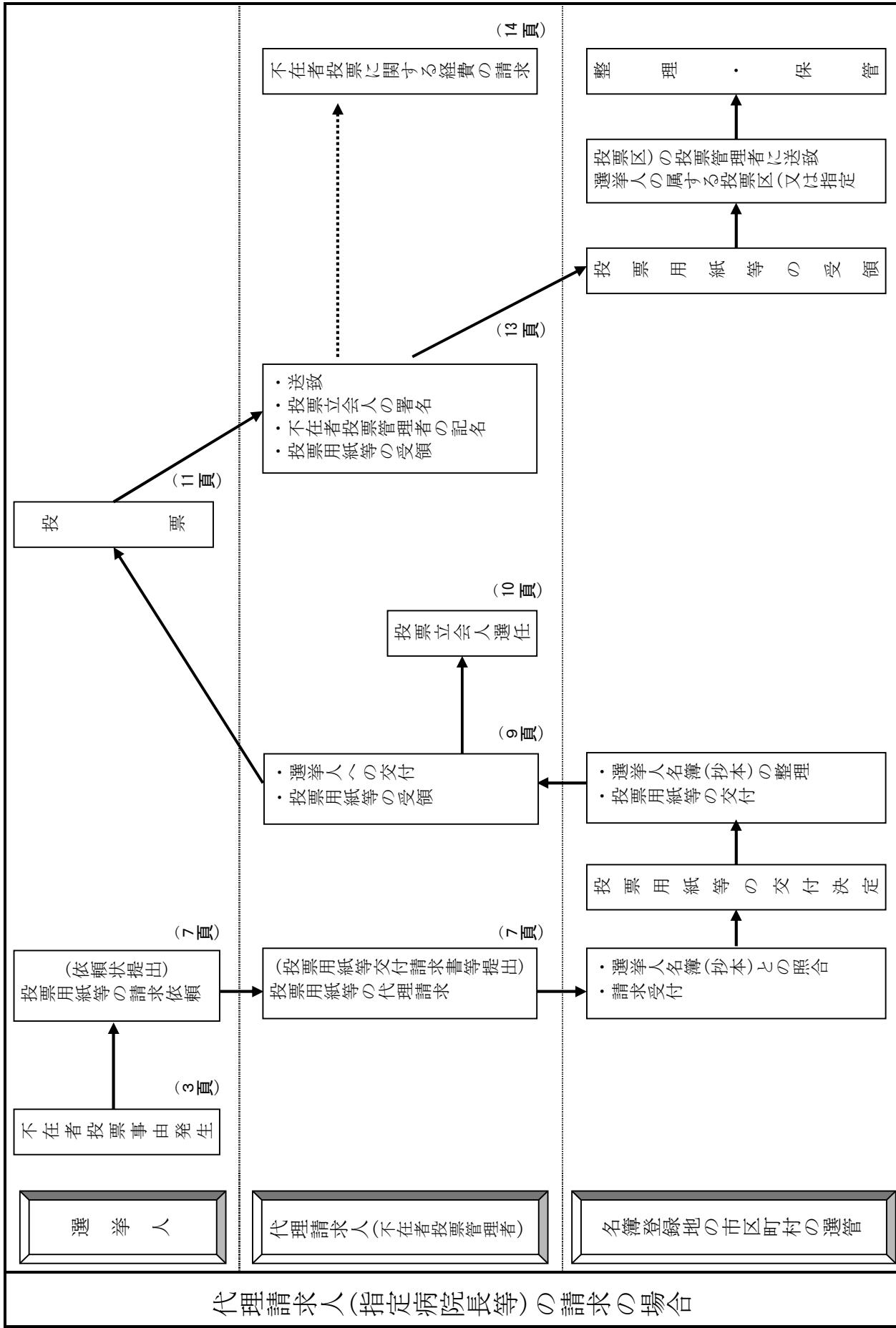
指定病院等における不在者投票事務の概略	1
1 不在者投票制度	3
2 指定病院等における不在者投票ができる者	3
3 不在者投票ができる期間	4
4 不在者投票管理者	5
5 投票用紙及び投票用封筒の請求の方法	6
6 投票用紙及び投票用封筒の交付	9
7 投票記載所の設備	9
8 投票立会人の立会い	10
9 不在者投票の方法	11
10 不在者投票の送致	13
11 投票用紙等の返還	13
12 不在者投票に関する経費	14
13 指定病院等における不在者投票の管理に関する質疑応答集	15
14 様式及び記載例	18

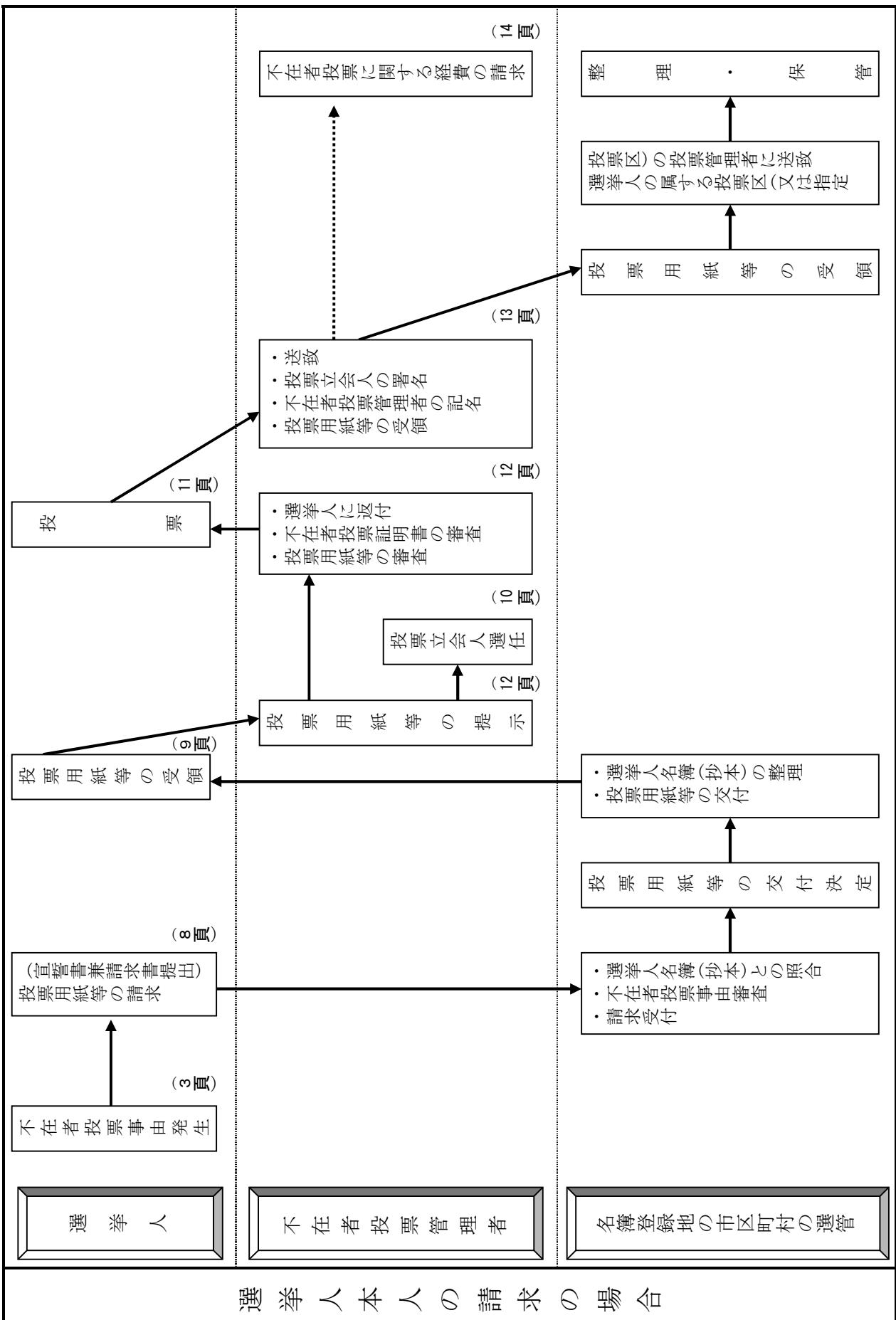
〔参考資料〕 市区町村選挙管理委員会所在地

(凡例) 法 ……公職選挙法
令 ……公職選挙法施行令
規 則……公職選挙法施行規則
審査令……最高裁判所裁判官国民審査法施行令
衆 ……衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙
国 ……最高裁判所裁判官国民審査
参 ……参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙
知 事……千葉県知事選挙
県 議……千葉県議会議員選挙

(例) 令55② → 公職選挙法施行令第55条第2項

◎ 指定病院等における不在者投票事務の概略





1 不在者投票制度

選挙人は、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票しなければなりません（法44）。

しかし、選挙人の中には、職務、業務の都合又は病気等のため、選挙の当日投票所へ行けない者もありますので、できるだけ多くの者が選挙権を行使できるように不在者投票制度が設けられています。

この不在者投票制度の一つとして、都道府県の選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・その他の施設（以下「指定病院等」といいます。）に入院中又は入所中の者は、不在者投票管理者である病院長又は施設長の管理のもとにその病院内又は施設内においても投票することができることとされています（法49、令55②④）。

指定病院等におけるこの制度は手続が複雑ですが、これは、選挙人の便宜をはかることと投票の秘密・公正の原則とを調和させるためのやむを得ない措置ですので、不在者投票管理者である病院長等は、この点を理解し、違法な取扱いをしないよう十分注意してください。

2 指定病院等における不在者投票ができる者（法48の2、法49）

都道府県選挙管理委員会の指定する病院（以下「指定病院」といいます。）に入院中の選挙人、都道府県選挙管理委員会の指定する老人ホーム（以下「指定老人ホーム」といいます。）に入所中の選挙人又は都道府県選挙管理委員会の指定する原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、都道府県選挙管理委員会の指定する身体障害者支援施設若しくは都道府県選挙管理委員会の指定する保護施設（以下「その他の指定施設等」といいます。）に入所中の選挙人で不在者投票事由（下記の2号、3号及び6号又は例外的に1号）に該当する者に限られます。

（1）2号事由

用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

所属投票区の区域外の病院等に入院加療中の歩行可能な選挙人は本号に該当します。

（歩行が困難な者は、3号事由になります。3号事由の場合には、病院等は所属投票区の区域内でもよいことになります。）

（2）3号事由

疾病、負傷、妊娠、老衰、身体障害若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

- ① 疾病、負傷等により歩行が困難であることとは、選挙当日、これらの理由によって歩行が困難であると予想される場合のことであって、不在者投票を行うとき、現に歩行が困難でなくとも結構です。例えば、選挙当日は手術を行うのでその前の歩行可能な間に投票しようとする場合等が考えられます。
- ② 病院等に入院中の者であっても歩行が容易な者は3号事由には該当しません（但し、病院等が所属投票区の区域外にあれば2号事由に該当し、不在者投票をすることができます。）。
- ③ 病院に入院中の者で軽い歩行はできるが乗物に乗ることが禁止されている者の場合は、不在者投票をすることができます。

(3) 6号事由

天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

「天災」には、伝染病の発生等も含まれるとされており、伝染病の蔓延が懸念される状況において、外出自粛など現に社会活動が制約され、又は今後制約されるおそれがある場合などは6号事由に該当し、不在者投票をすることができるとしています。

【指定病院等において不在者投票ができる者・できない者】

所在区分	所属投票区の区域内の指定病院等に入院中・入所中	所属投票区の区域外の指定病院等に入院中・入所中
歩行可能な人 (外出可能)	※原則として できない	できる (2号事由)
病気、負傷等のため歩行が困難な人	できる (3号事由)	できる (3号事由)
伝染病の蔓延により社会活動が制約される人	できる (6号事由)	できる (6号事由)

※所属投票区の区域内の指定病院等に入院・入所中で歩行可能な人であっても、例外的に1号事由に該当する場合（投票期日に所属投票区の区域内において、親族の冠婚葬祭に出席する場合等）は、不在者投票をすることができます。

3 不在者投票ができる期間（法270、令58、審査令13）

- (1) 選挙期日の公示（告示）の日の翌日から選挙の期日の前日までの間で、毎日午前8時30分から午後5時までです。
- (2) 不在者投票は、選挙当日、投票所を閉鎖する時刻までに投票管理者に到達しないと無効になりますので、郵送の時間等を考慮して、余裕のあるよう投票が必要です。

4 不在者投票管理者

(1) 不在者投票を管理する者

不在者投票は、不在者投票管理者の管理のもとに執行されるわけですが、指定病院にあっては病院長が、指定老人ホームにあっては老人ホームの長が、その他の指定施設等にあっては施設の長が、それぞれ不在者投票管理者となります。

しかし、病院長、老人ホームの長又は施設の長が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることはできません（令55⑧）。

このような場合や病院長、老人ホームの長又は施設の長に事故があり、又は欠けた場合には、病院長の職務を代理すべき者、老人ホームの長の職務を代理すべき者又は施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります（令55⑨）。

(2) 不在者投票管理者の主たる事務

- ① 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をすること。
- ② 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行すること。
 - (ア) 選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること（令50④）。
 - (イ) 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を直ちに選挙人に渡すこと（令53④）。
 - (ウ) 投票用紙、投票用封筒（及び不在者投票証明書（選挙人本人の請求の場合のみ））を点検すること（令58①、②）。
 - (エ) 立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること（令58③で準用する令56③）。
- なお、市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めること（法49⑩）。
- (オ) 不在者投票記載所の設備をすること（令58④で準用する令32）。
- (カ) 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること（令58④で準用する令56④、⑤）。
- (キ) 投票の終わった不在者投票を送致すること（令60①）。

(3) 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の諸点に留意して、公正かつ適切な事務処理をしてください。

- ① 投票用紙及び投票用封筒の取扱いに当たっては、盜難、紛失、汚損等が絶対に生じることのないよう厳重かつ適正な保管・管理体制に万全を期すようお願いします。
- ② 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないことになっていますので、特に注意してください（法135②）。
- ③ 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所では、候補者の氏名等を記載したポスターをはじめ、選挙に関係する文書は投票に影響を与えるおそれがありますので掲示しないでください。
- ④ 投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いがありますので、特にその取扱いは厳格にし、前もって分担事務全体の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討してください。

- ⑤ 勘や過去の経験に頼らず、常に法規、実例、判例等に根拠をおいて、適確に処理してください（疑わしい点については、自分の考えだけで処理しないで県や市区町村の選挙管理委員会へ遠慮なくおたずねください）。
- ⑥ 投票事務は、確実さと迅速さが要求されますので、緊急な事務処理を必要とする場合の対策を立ててください。
- ⑦ 事務の管理・執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また選挙人の投票に影響を与えることのないようにしてください。
- 例えば、不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、代理投票等における記載義務違反、立会人の義務を怠る罪（法226、227、237、237の2、238、255）等が、また、何人も不在者投票記載所において、正当な理由がなく選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名を認知する方法を行った場合は、投票干渉罪（法228）が適用されるおそれがあります。
(不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効とされることのないように留意してください。)

5 投票用紙及び投票用封筒の請求の方法

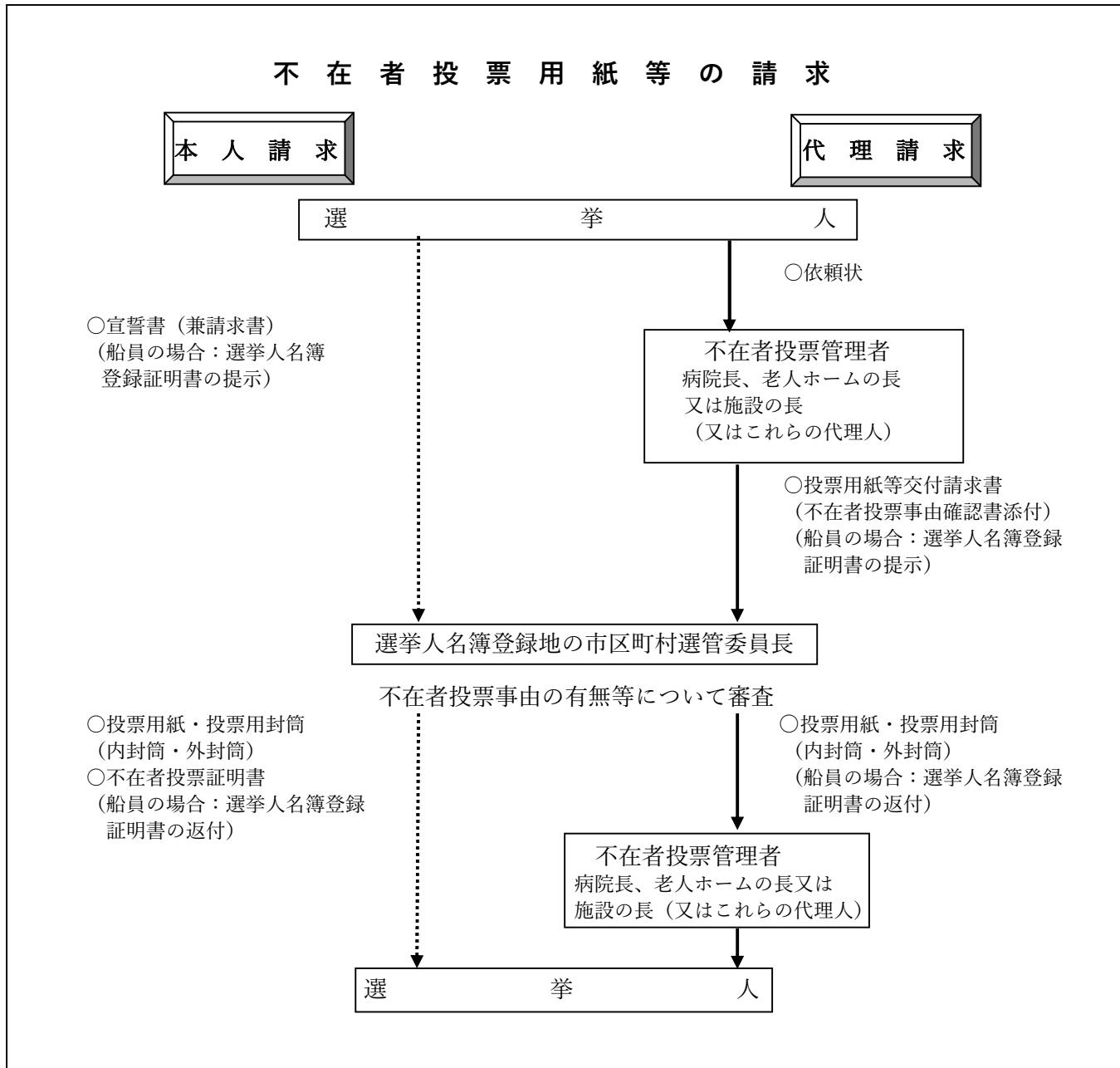
投票用紙及び投票用封筒を請求する方法には、（1）病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法と（2）選挙人が自ら請求する方法の二つの方法があります（令50）。

不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙の期日の公示（告示）の日前においても行うことができます。（ただし、船員である選挙人がその選挙人名簿の属する市区町村以外の市区町村で総務省令で指定された市区町村の選挙管理委員会の委員長に請求する方法による場合は選挙の期日の公示（告示）のあった日の翌日からとなっています。）（令50①、51①）

<知事・県議のみ>

（1）、（2）いずれの場合も県内市町村に3か月以上継続して住所を有していた選挙人が、告示の日から3か月前に当たる日以降に引き続き県内の他の市町村に住所を移した場合は、住所を移す前の市町村の選挙人名簿に登録されているため、名簿登録地（転居前に3か月以上住み続けた住所地）の市区町村選挙管理委員会に投票用紙等を請求することになります。この場合には、不在者投票事由確認書（24ページ参照）の「備考」欄に「引続居住」と記入してください。

不 在 者 投 票 用 紙 等 の 請 求



(1) 病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法

病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）は、病院に入院中の患者、老人ホームに入所中の者又は施設に入所中の者から投票用紙及び投票用封筒の請求の依頼があり、その者について不在者投票をする正当な事由があると認めた場合は、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会の委員長に対し請求します（令50④）。県内の市区町村選挙管理委員会の所在地については、巻末の一覧表を参照してください。

なお、請求をする際には、併せて当該病院、老人ホーム又は施設で投票する旨を、また目の見えない者であるために点字投票をする場合はその旨を申し立てなければなりません（令50③）。

病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒を請求する場合は、必ず選挙人から「依頼状」（20ページ参照）を受け取ってください。
選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

【具体的な事務手続】

① 選挙人からの「依頼状」を取りまとめます。



② 「不在者投票事由確認書」（黄色の用紙。様式⇒24ページ）に、選挙人の「氏名」、「生年月日」、「選挙人名簿に記載されている住所」を所定の欄に記入し、不在者投票事由の有無を確認の上該当するものを○で囲み、さらに指定病院、指定老人ホーム、その他の指定施設等の名称を「施設の名称」欄に記入します。（この場合、施設名称のゴム印を押していただいて結構です。）

・選挙人が投票を点字で行う場合には、「備考」欄に「点字」と記入してください。

・選挙人1人につき1枚の「不在者投票事由確認書」を使用してください。

<知事・県議のみ>

・告示の日から3か月前に当たる日以降に県内の他の市町村へ住所を移し、引き続き県内に住所を有する場合は、「備考」欄に「引続居住」と記入してください。



③ 各市区町村の選挙管理委員会ごとに、「投票用紙等交付請求書」（様式⇒22ページ）を作成します。



④ ②及び③で作成した「不在者投票事由確認書」と「投票用紙等交付請求書」を、それぞれの市区町村選挙管理委員会宛て直接又は郵便等により送ります。

（2）選挙人が自ら請求する方法

病院に入院中の患者、老人ホーム又は施設に入所中の者が、病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）に依頼しないで、自ら自己の登録されている選挙人名簿の属する市区町村選挙管理委員会の委員長に対して次の文書を添えて直接に、又は郵便等により請求します（令50①）。

不在者投票の事由に該当する旨の宣誓（令52）
投票用紙及び投票用封筒の請求（令50）

} 宣誓書
(兼請求書)

なお、選挙人がこの方法で請求する際には、併せて当該病院、老人ホーム又は施設で投票する旨を、また盲人であるために点字投票をする場合はその旨を申し立てなければなりません（令50①③）。

（3）入院又は入所中の選挙人が船員であるときの請求方法

入院又は入所中の選挙人が船員である場合は、上記（1）又は（2）の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書を併せて提示しなければなりません（令50⑥）。

また、その船員についてその選挙人名簿の属する市区町村以外の市区町村で総務省令で指定された市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合（（1）の方法に限られます）には、更に船員手帳の提示が必要となります（令51②）。

(4) 【衆・参のみ】入院又は入所中の選挙人が南極選挙人証の交付を受けているときの請求方法

入院又は入所中の選挙人が南極選挙人証の交付を受けている場合は、上記（1）又は（2）の請求をする際、南極選挙人証を併せて提示しなければなりません（令50⑦）。

6 投票用紙及び投票用封筒の交付

5の請求後、投票用紙等は、市区町村選挙管理委員会の委員長から直接交付されるか又は郵便等により送付されます。

(1) 5（1）による請求（病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法）の場合

- ① 投票用紙
- ② 投票用封筒（外封筒、内封筒）

この場合、病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）は、投票用紙及び投票用封筒を受け取ったら直ちにこれを選挙人に渡さなければなりません（令53④）。

(2) 5（2）による請求（選挙人が自ら請求する方法）の場合

- ① 投票用紙
- ② 投票用封筒（外封筒、内封筒）
- ③ 不在者投票証明書（不在者投票証明書用封筒に入っています。開封すると投票できません。）

(3) 5（3）（4）による請求（入院又は入所中の選挙人が船員又は南極選挙人証の交付を受けている者であるときの請求方法）の場合

上記の（1）又は（2）の書類の他に、請求の際に提示した「選挙人名簿登録証明書」又は「南極選挙人証」が返付されます。

※ 交付又は郵便等により送付された投票用紙等は、選挙人における保管が困難であると判断される場合においては、選挙人の了解を得て、不在者投票日まで不在者投票管理者において保管することができます。この場合は、カギのかかる金庫等に入れて厳重に保管してください。

7 投票記載所の設備

不在者投票管理者は、投票記載所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために相当の設備をしなければなりません（令58④で準用する令32）。

なお、投票の記載をする場所には、候補者の氏名等を記載したポスターをはじめ、選挙に関する文書は投票に影響を与えるおそれがあるので掲示しないでください。

8 投票立会人の立会い（令58③、令56③、法49⑩）

（1）立会人の選任

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち会わせなければなりません。立会人がなく行われた投票は無効となりますので最低1人の立会人の立会いがなければなりません（令58③で準用する令56③）。

また、立会人は不在者投票管理者、その補助者、代理投票の補助者を兼ねることはできません。

なお、立会人は選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。

（2）公正な実施の確保（外部立会人の選任）

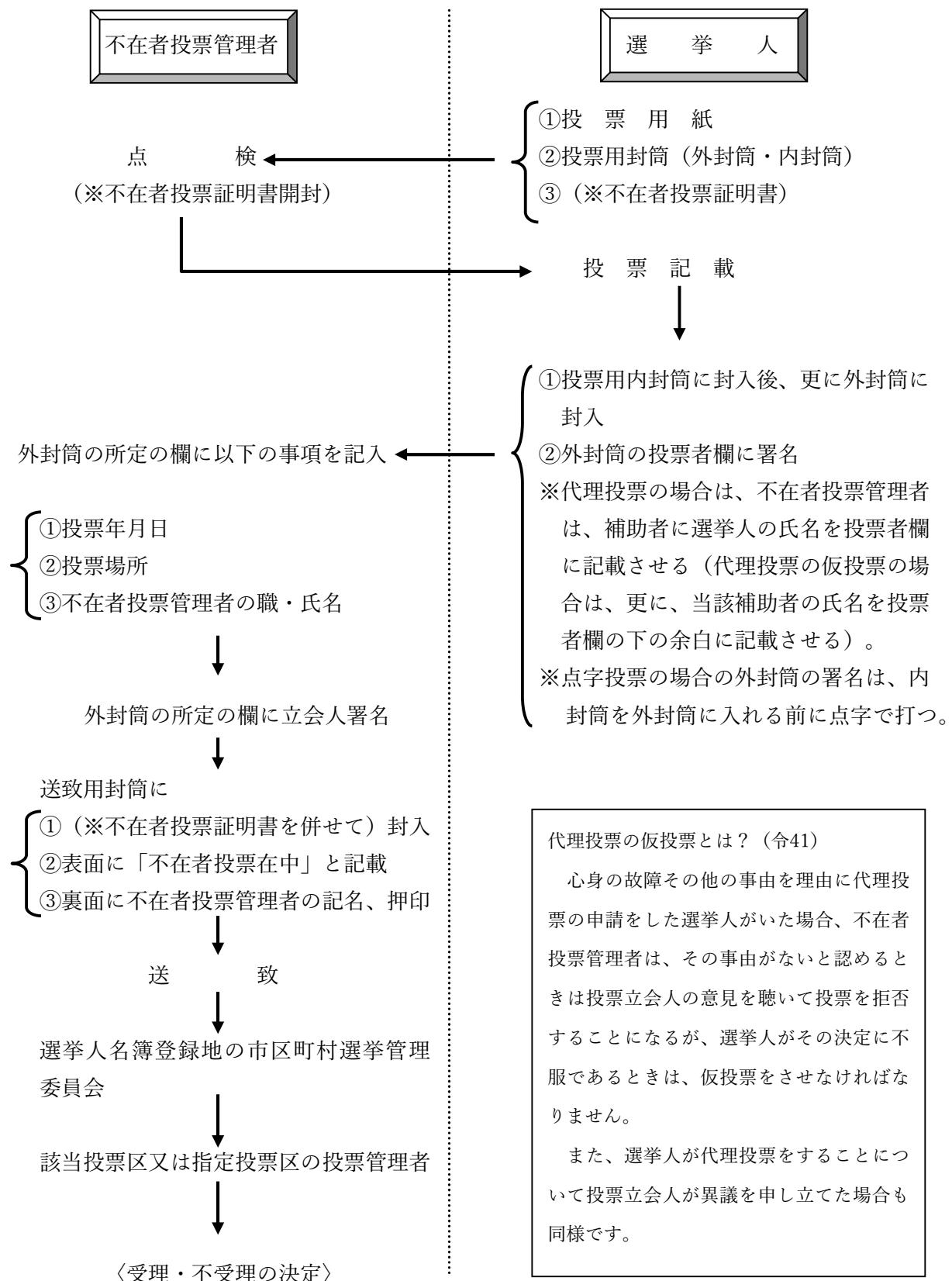
不在者投票管理者は、当該指定施設の所在する市区町村の選挙管理委員会が選定又は任命をした者（外部立会人）を投票に立ち会わせるなど、不在者投票の公正な実施の確保に努めることとされています（法49⑩）。

【外部立会人の選任方法】

- ① 市区町村の選挙管理委員会と不在者投票管理者が連絡・調整を行った上で外部立会人を選定し、不在者投票管理者がその者を選任する方法
- ② 市区町村の選挙管理委員会が、外部立会人を特別職の地方公務員と位置づけた上で指定施設ごとに個別に任命し、不在者投票管理者がその者を選任する方法

上記①・②いずれの方法によるかは、市区町村の選挙管理委員会によって異なりますので、各施設の所在地の市区町村の選挙管理委員会にご相談ください。

9 不在者投票の方法



※「不在者投票証明書」は、病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する場合は必要ありません（選挙人本人が直接市区町村の選挙管理委員会へ請求した場合のみ必要となります。）。

(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと

① 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、正規のものであるかどうか、選挙人であるかどうか確認してください（令58①）。

投票用紙に候補者の氏名等が既に記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人の名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせた上、正規の不在者投票を行わせてください。

② 不在者投票証明書の点検（選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合）

選挙人が自ら投票用紙等を請求した者であるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提示させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検してください。開披されているときには選挙人が誤って開披したかどうかにかかわりなく、投票させることはできません（令58②）。

上記の点検の際に、不在者投票をする指定病院、指定老人ホーム又はその他の指定施設等と不在者投票証明書の「投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称」欄が一致するかどうかを確かめ、一致しない時又は記入のない時は選挙人にその理由を聴き、正当な理由があるときは投票させても構いませんが、その理由を不在者投票証明書の余白に記録する等の措置をとることが適当です。

(2) 不在者投票の手続

① 選挙人が自ら記載し投票する場合

不在者投票管理者は、投票記載所において、選挙人に自ら投票用紙へ当該選挙の候補者1人の氏名等（選挙の種類により記載内容は異なります）を記載させてください。これを投票用封筒（内封筒）に入れて封をさせ、ついで投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせた後、その表面に署名させ、直ちにこれを不在者投票管理者に提出させてください（令58①②）。

- （注）
- 1 不在者投票管理者は選挙権を有する者を立ち会わせてください。
 - 2 署名を忘れたり、選挙人に代わって他の者が選挙人の氏名を記載してはなりません。
 - 3 署名の下に捺印するとか、投票用封筒を印をもって封かんする必要はありません。
 - 4 点字投票があったときの投票用封筒（外封筒）の表面の署名は、投票用封筒（内封筒）を入れる前に点字で打たせてください。

② 代理投票を希望する者がいる場合

代理投票というのは、心身の故障その他の事由のため候補者の氏名を自署できない選挙人がいるとき、不在者投票管理者に申請させて代理で投票させることをいいます。この場合、代理投票についての意思確認は口頭によっても結構です。

具体的な手續は、次のとおりです（令58④で準用する令56④）。

- （ア） 立会人の意見を聴いて不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから補助者2名を定めてください。
- （イ） 投票記載所で補助者1人の立会いの下に他の補助者1人に選挙人の指示する候補者等（選挙の種類により記載内容は異なります）を記載させてください。
- （ウ） 記載した投票用紙を選挙人に示した上、投票用封筒（内封筒）に入れて封をさせて、さらに内封筒を投票用封筒（外封筒）に入れて封をさせてください。
- （エ） 外封筒の表面に選挙人の氏名を（代理投票の仮投票の場合は、投票者欄の下の余白に当該補助者の氏名も）記載させて直ちに提出させてください。

なお、選挙人に代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いた上で拒否することになります（令41）。

③ ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が著しく困難である選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある場合に限り、ベッドの上ですることができます。この場合には、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。なお、この場合には、ベッドのある室内に選挙運動用ポスター等は掲示することができないので注意してください。

10 不在者投票の送致（令60①）

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った後、次のとおり処理してください。

- (1) 投票用封筒（外封筒）の所定の欄に投票の年月日及び場所を記載の上、不在者投票管理者の記名をし、投票に立ち会った立会人には署名をさせてください。
- (2) 投票を不在者投票証明書（名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合のみ）とともに他の適当な封筒に入れて封をしてください。
- (3) 封筒の表面に「不在者投票在中」と記載してください。
- (4) 封筒の裏面に記名して印を押し、直ちにこれを名簿登録地の市区町村選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付してください。

なお、不在者投票は不在者投票管理者から選挙人の属する市区町村の選挙管理委員会の委員長を経て、所属投票区又は指定投票区の投票管理者に送致されますが、投票日の投票所を閉じる時刻（午後8時）までに送致されないと、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので、時間的な余裕を配慮の上、送付してください。郵送する場合には、土日祝も配達される「レターパックプラス」の使用を推奨しております。

(注) 投票用封筒（外封筒）に投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名がないと、その投票は受理されないことになりますので、忘れないよう注意してください。

なお、投票用封筒（外封筒）の立会人の署名には、ゴム印を使用することはできません。必ず自書してください。

11 投票用紙等の返還

選挙人から依頼を受け、投票用紙及び投票用封筒を代理請求して受領したが、当該選挙人が投票用紙及び投票用封筒を不在者投票管理者から受領する前に退院してしまった場合は、直ちに交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に連絡をした上で、経緯を詳細に記載した書面を添えて、投票用紙及び投票用封筒を至急、市区町村の選挙管理委員会へ返還してください。

また、選挙人から依頼を受け、投票用紙及び投票用封筒を代理請求したもの、当該選挙人が何らかの理由で不在者投票をしない場合や、不在者投票のできる期間中施設内において不在者投票をする意思がなくなった旨、文書による申出があったような場合は、施設での不在者投票ができなくなる旨を選挙人によく説明した上で、投票用紙及び投票用封筒を交付を受けた市区町村の選挙管理委員会へ返還してください。

なお、投票用紙及び投票用封筒を市区町村の選挙管理委員会に返還すると、選挙の期日の当日、当該選挙人は指定された投票所で通常通りの投票することができます。返還されないと投票所へ行っても投票することができません。

12 不在者投票に関する経費

(1) 不在者投票に要する経費

不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人1人について1,236円です。

当該経費の請求は、「請求書」（様式→28ページ）に「不在者投票者名簿」（様式→30ページ）を添えて選挙期日後15日以内に千葉県総務部市町村課行政班調整担当（〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 TEL 043-223-2130）にお願いします。

なお、「請求書」は請求書裏面の「不在者投票に要した経費を請求する際の注意事項」（29ページ）等を十分お読みの上、間違いないよう記載してください。

(2) 外部立会人を投票に立ち会わせるために要する経費

① 市区町村の選挙管理委員会と不在者投票管理者が連絡・調整を行った上で外部立会人を選定し、不在者投票管理者がその者を選任した場合

不在者投票管理者から外部立会人に対し謝金及び旅費を支給します。謝金及び旅費の額は、1人1日12,400円（8.5時間分）を上限としており、1日のうち一部の時間について従事した場合には、従事時間数（ $12,400 \times 従事時間 / 8.5 = 支払額$ （小数第一位四捨五入））に応じた額となります。

なお、1日の従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。

また、1日の従事時間が7時間を超えて8.5時間以下の場合は、8.5時間分としてください。

当該経費の請求は、不在者投票管理者から外部立会人に対し謝金及び旅費を支給した上で、「請求書」（様式→32ページ）に「不在者投票立会い実績報告書」（様式→34ページ）を添えて、選挙期日後15日以内にお願いします。

（※請求先は上記（1）と同様です。）

なお、「請求書」は、請求書裏面の「不在者投票に係る外部立会人に要した経費を請求する際の注意事項」（33ページ）その他配付資料を十分お読みの上、間違いないよう記載してください。

② 市区町村の選挙管理委員会が、外部立会人を特別職の地方公務員と位置づけた上で指定施設ごとに個別に任命し、不在者投票管理者がその者を選任した場合

指定施設の所在する市区町村の選挙管理委員会が外部立会人に対して、当該市町村の定める条例等に基づき報酬等を支給しますので、不在者投票管理者から外部立会人への報酬等の支給は不要です。手続の詳細は市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

13 指定病院等における不在者投票の管理に関する質疑応答集

(1) 投票用紙等の請求

- 問 依頼状に自分で名前等を記載することができない者から、不在者投票用紙等の請求の依頼があった場合、依頼状をどのように記載したらよいか。
- 答 本人の意思を十分に確認の上、依頼状の「住所」「氏名」「生年月日」欄は代理記載人が記載し、「氏名」欄の直下に「代理記載人〇〇〇〇」と記載されたい。
- 問 入院患者から投票用紙の代理請求の依頼を受けたが、郵便等による送付では間に合わないため、本人の家族に院長の補助者として選挙管理委員会に請求に行かせてよいか。
- 答 院長の管理権の及ぶもの（補助者）と認められれば差し支えない。
なお、その際、院長名をもって家族の者に院長の補助者として請求させる旨の文書を携帯させるよう配慮されたい。
- 問 投票用紙等の代理請求の際に選挙人から徴する依頼状は、選挙管理委員会に送致するのか、手元に保管するのか。
- 答 不在者投票管理者において保管されたい。
なお、選挙の期日から当該選挙の任期の間は確実に保存されたい。

(2) 候補者の氏名掲示

- 問 入院患者から、候補者氏名の一覧を掲示してほしい旨の希望が多いので、病院側で作成し、掲示して差し支えないか。
- 答 差し控えられたい。
なお、選挙人から希望があった場合、「〇月〇日付の〇〇新聞ではこうなっている」といって、全ての候補者が公平に掲載されている新聞を見せることは差し支えない。

(3) 不在者投票をする期間

- 問 市区町村選挙管理委員会から投票用紙等を交付された場合、直ちに選挙人に渡すことなく、期日を定めて投票を行う日まで不在者投票管理者が保管することとしてよろしいか。
- 答 ① 不在者投票をする期日を定めることについては差し支えないが、その特定日以外に投票の申出があった場合にこれを拒否することはできない。
② 不在者投票管理者で保管することについては、選挙人における保管が困難であると判断される場合について、選挙人の了解を得て保管することは差し支えない。
この場合は、カギのかかる金庫等に入れて厳重に保管すること。

(4) 不在者投票の方法

- 問 選挙人から代理請求があり、投票用紙等の交付を受けた後、本人が昏睡状態等に陥り不在者投票ができなくなった場合、どう処理したらよいか。
- 答 投票日の前日まで不在者投票管理者において保管すること。
なお、投票日経過後、理由を付して交付を受けた選挙管理委員会に返送されたい。
- 問 自書能力もなく、口も利けない人が候補者の一覧表を載せた新聞を持ってきて、自分が投票したい者の氏名を指示する方法で不在者投票の代理投票ができるか。
- 答 選挙人の意思が確認できる限り差し支えない。
- 問 投票箱についての定めはあるか。
- 答 ない。
なお、一定の適当な箱（例えば、手下げ金庫）に一時保管されたい。
- 問 投票立会人は、不在者投票の期間中に変更して差し支えないか。
- 答 差し支えない。
- 問 「記名」と「署名」とはどう違うのか。
- 答 記名は、本人以外の者が記載してもよいが、署名は、自書しなければならない。
したがって、記名の場合はゴム印等を使用できるが、署名の場合はできない。
- 問 不在者投票管理者は、必ず投票記載場所に立会人とともにいなければならぬか。
- 答 管理権が及ぶ場所にいれば、必ずしも投票記載所にいる必要はない。
ただし、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低2人、代理投票の場合は、さらに代理投票の補助者2人（不在者投票管理者の事務補助者との兼務は可）がいなければならない。
- 問 投票用紙を送致する場合、簡易書留等の方法による方が良いか。
- 答 県選管では、発送等の記録が残る「レターパックプラス」の使用を推奨している。

(5) そ の 他

- 問 指定施設等における不在者投票のうち、市区町村の投票管理者において不受理と決定される投票というのはどういうものか。
- 答 おおむね次のようなものである。
- ア 投票用外封筒に選挙人の署名がない投票
イ 投票用外封筒に所定の記載のないもの
ウ 投票用外封筒の封が破られているもの

問 院長が候補者となったため、副院長が不在者投票管理者となるが、この場合、何らかの選任手続が必要か。

答 必要ない。このような場合は当該病院、施設等の長に事故があり又は欠けた場合にその職務を代理すべき者が当然に不在者投票管理者となり、依頼状のとりまとめ、投票用紙等の請求、不在者投票、投票の送致、経費の請求等を行うことになる。

なお、自分が立候補した選挙だけでなく、候補者としての身分を有している期間に行われるすべての選挙について、不在者投票管理者になれないことに注意されたい。

問 特別養護老人ホームで老人短期入所事業を行っているが、短期入所中の者についても施設内で不在者投票を行うことができるか。

答 当該施設が指定施設である場合には、短期入所中の者であっても、不在者投票事由（3ページ参照）があり、かつ投票用紙等の請求から不在者投票を行うまでの間入所している見込みであるときは、他の入所者と同様、当該施設の長を不在者投票管理者として不在者投票をすることができる。

14 様式及び記載例

(1) 依頼状

(20頁)

(2) 投票用紙等交付請求書

(22頁)

(3) 不在者投票事由確認書

(24頁)

(4) 投票用封筒（外）

(26頁)

(5) 請求書

(28頁)

（不在者投票に要した経費）

(6) 不在者投票者名簿

(30頁)

(7) 請求書

(32頁)

（外部立会人に要した経費）

(8) 不在者投票立会い実績報告書

(34頁)

【× 空】

依 賴 状

私は、当病院（当施設）において令和8年 月 日 執行の
衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査 の不在者投票をしたいので、公職選挙法施行令

第50条第4項の規定により、投票用紙及び投票用封筒を、私に代わって請求されたく依頼します。

令和 年 月 日

病院長（施設の長） 様

(注) 必ず依頼人本人が記入してください。もし、依頼人が自分で名前等を記載することができない場合は、本人の意思を確認のうえ、依頼状の「住所」「氏名」「生年月日」欄は代理人が記載し、「氏名」欄の直下に「代理記載人○○○○○」と記載してください。

なお、この様式は、依頼人1人につき1枚ずつ使用しても差し支えありません。

投票用紙等交付請求書

別記の選挙人

人

は、令和8年 月 日執行の

衆議院小選挙区選出議員選挙

衆議院比例代表選出議員選挙 の当日、当病院（施設、船舶等）にあるため
最高裁判所裁判官国民審査

当病院（施設、船舶等）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条
第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼が
あったので、別記の選挙人に代わって投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び
投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

市（区・町・村）選挙管理委員会委員長 様

所在地

名 称

不在者投票管理者（病院長、施設の長及び船長等又はこれらの代理人）

氏 名

◎ 注意

選挙人の氏名等は、不在者投票事由確認書に記載し、名簿登録地が同一の
選挙管理委員会ごとにとりまとめて請求してください。

不在者投票事由確認書

【施設記入欄】 ※太枠内をすべて記入してください。

番号	氏 名	生 年 月 日	選挙人名簿に記載されている住所	事由(注) 2
		明 大 昭 平	.	有・無
施設の名称(注) 3				備 考 (注) 4, 5

- (注) 1 投票者一人につき一枚を使用してください。
 2 事由欄には、法第48条の2第1項に規定する不在者投票事由の有無を確認の上、有無のいずれかを○で囲んでください(不在者投票事由が「有」の選挙人のみが不在者投票が可能です)。
 3 施設の名称欄には、当該選挙人が投票する当該不在者投票施設の名称を記入してください。
 4 選挙人が盲人であるため点字投票をする場合には、備考欄に「点字」と記入してください。
 5 千葉県の議会の議員または知事の選挙において、公職選挙法施行令第50条第5項の申請をする場合は、備考欄に「引続居住」と記入してください。

※以下の欄については、市区町村の選挙管理委員会が記入する欄なので、記入しないこと。

【市区町村選挙管理委員会記入欄】

投票区	ページ	名簿番号	抄本表示	事由	整理番号
			済	有・無	

(指定施設・滞在地)

請求受理年月日	・	・	請 求	直接・郵便等による送付
交付年月日	・	・	交 付	直接・郵便等による送付
受 理 年 月 日	・	・	受 理	直接・郵便等による送付
返 還 年 月 日	・	・	返 還	直接・郵便等による送付

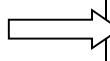
選 挙 の 種 類	衆議院小選挙区選出議員選挙
	衆議院比例代表選出議員選挙
	最高裁判所裁判官国民審査

投票用封筒（外）

（あさぎ色地に黒刷り）

（表）（裏面は記載事項なし）

第51回 衆議院比例代表選出議員選挙（ピンク色地に黒刷り）
令和8年執行 最高裁判所裁判官国民審査（うぐいす色地に黒刷り）も同様



第51回	衆議院小選挙区選出議員選挙	不在者投票（外封筒）
投票者	本欄は、投票者が自署すること。例外として代理投票の場合には、不在者投票管理者は補助者に選挙人の氏名を投票者欄に記入させること。	
公印 刷込	投票区 名簿番号	名 氏
注意	投票者欄の氏名は、必ず自分で書いてください。 (代理投票の場合のみ、この余白に代理記載人の氏名を記入する。) _____ (投票者は以下の欄には記入しないでください。) _____	
<input type="checkbox"/> 在外選挙人の投票に使用（在外選挙人 投票年月日 令和〇年〇月〇日←必ず記入する。）		
投票場所	〇〇市（区・町・村）〇〇町〇〇番地 〇〇病院	
不在者投票管理者	〇〇〇病院長 氏 名 ←ゴム印等でもよい。	
立会人（署名のこと）	氏 名 ←立会人が必ず署名（自署）する。	

※ 市区町村選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者である場合には、立会人は署名又は記名押印のこと。

提出期限・選挙期日後15日以内

請求書

捨印

印

金円

(1人1,236円×名)

(内訳は別紙不在者投票者名簿のとおり)

衆議院小選挙区選出議員選挙に
ただし、令和8年月日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に
最高裁判所裁判官国民審査
における不在者投票に要した経費として、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷俊人様

ふりがな								
所在地								
(電話番号)								
ふりがな								
施設名	※施設の経営主体が法人等の団体である場合は、法人名+施設名を記入すること。 (例:社会福祉法人○○会 特別養護老人ホーム○○園)							
ふりがな	(役職名)	(氏名)						
不在者投票管理者名 (施設長、病院長等)								
振込先金融機関	本・支店名		種目	口座番号				
	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店	普通 当座					
ふりがな								
口座名(名義人)								

※請求書の記入にあたっては必ず裏面を確認すること。

委任状

不在者投票に要した経費の受領を下記の者に委任します。

施設名

不在者投票管理者

受領者(口座名義人)

全て同じ印で押印すること。印の種類については、裏面「注意事項(注1)4」を必ず参照すること。

不在者投票に要した経費を請求する際の注意事項

(注1) 請求について

- 1 請求金額に使用する数字はアラビア数字によること。（金額訂正は行わないこと。）
- 2 「施設名」欄には、施設の経営主体が法人等の団体である場合は、法人名+施設名を記入すること。（例：社会福祉法人○○会 特別養護老人ホーム○○園）
- 3 「不在者投票管理者名」欄には、病院長・施設長など不在者投票管理者の役職名及び氏名を記入すること。（例：病院であれば病院長 △△（氏名）、老人ホームであれば施設長△△（氏名））
- 4 「不在者投票管理者名」欄及び委任状の「印」欄には、「○○病院長の印」、「○○施設長の印」又は「病院長、施設長の私印」を押印すること。
- 5 訂正等をする場合があるので、請求書右上の捨印欄に上記4で押印した印と同じ印で捨印を押すこと。
- 6 "ふりがな"を忘れずに記入すること。

(注2) 支払方法（銀行振込とする。）

- 1 銀行名、普通・当座の別、口座番号、口座名（名義人）を必ず記入すること。（口座名は省略せず正確に記入すること。）
- 2 不在者投票管理者（請求権を有する者）と口座名（名義人）が異なる場合は、委任状の欄を必ず記入すること。

(注3) 別紙について

- 1 請求書に別紙「不在者投票者名簿」を添付すること。
- 2 不在者投票者の欄には、実際に不在者投票をした者のみ記入すること。
投票しなかった者が記入されている場合は、投票しなかった者に係る部分を二重線で抹消した上で、不在者投票管理者の訂正印（認印で可）を押すこと。

(注4) 提出期限について

- 1 請求書は、選挙期日後15日以内に提出すること。

不 在 者 投 票 者 名 簿

合計名

(注) 「投票用紙及び投票用封筒請求月日」欄及び「投票送致（付）月日」欄を忘れずに記入すること。

提出期限・選挙期日後15日以内

請求書

捨印

印

金円

衆議院小選挙区選出議員選挙に
ただし、令和8年月日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に
最高裁判所裁判官国民審査
における外部立会人に要した経費として、上記のとおり請求します。

(不在者投票立会の実績については、別添のとおり)

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷俊人様

ふりがな									
所在地									
(電話番号)									
ふりがな									
施設名	※施設の経営主体が法人等の団体である場合は、法人名+施設名を記入すること。 (例:社会福祉法人○○会 特別養護老人ホーム○○園)								
ふりがな									
不在者投票 管理者名 (施設長、病院長等)	(役職名)		(氏名)						
振込先金融機関	本・支店名		種目	口座番号					
	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店 支店	普通 当座					
ふりがな									
口座名(名義人)									

※請求書の記入にあたっては必ず裏面を確認すること。

全て同じ印で押印すること。印の種類については、裏面「注意事項(注3)4」を必ず参照すること。

委任状

不在者投票に要した経費の受領を下記の者に委任します。

施設名

不在者投票管理者

受領者(口座名義人)

不在者投票に係る外部立会人に要した経費を請求する際の注意事項

(注1) 請求対象となる外部立会人について

- 1 請求対象となる外部立会人は、「市町村の選挙管理委員会が選定した者」に限るので、それ以外の者は、経費の支払い対象ではないこと。
- 2 「市町村の選挙管理委員会が選定した者」であっても、自施設の職員が立ち会いを行った場合は、経費の支払いの対象とならないこと。
- 3 市区町村選挙管理委員会の職員、市町村の職員等公務員が外部立会人となった場合も経費の支払いの対象とならないこと。

(注2) 請求金額について（詳細は別紙「不在者投票立会い実績報告書」を参照。）

- 1 一人につき、一日支払える金額の上限は12,400円であること。
- 2 従事時間が一日に満たない場合は、実際に従事した時間に応じて、外部立会人に経費を支払うこととすること。
($12,400 \times \text{従事時間}/8.5 = \text{支払額}$ (小数第一位四捨五入))
- 3 実際に施設から外部立会人に支払われた金額以上に請求を行わないこと。
- 4 請求金額は外部立会人に支払われた金額の内、衆議院議員選挙等に係る分に限られること。
(A : 立会人に支払った額) × (B : 衆議院議員選挙等の投票者数) / (C : 不在者投票者総数)
※按分した請求金額に1円未満の端数があるときは、円単位になるように小数第1位の数字を四捨五入してください。

(注3) 請求について

- 1 請求金額に使用する数字はアラビア数字によること。（金額訂正は行わないこと。）
- 2 「施設名」欄には、施設の経営主体が法人等の団体である場合は、法人名+施設名を記入すること。（例：社会福祉法人○○会 特別養護老人ホーム○○園）
- 3 「不在者投票管理者名」欄には、病院長・施設長など不在者投票管理者の役職名及び氏名を記入すること。（例：病院であれば病院長 △△（氏名）、老人ホームであれば施設長△△（氏名））
- 4 「不在者投票管理者名」欄及び委任状の「印」欄には、「○○病院長の印」、「○○施設長の印」又は「病院長、施設長の私印」を押印すること。
- 5 訂正等をする場合があるので、請求書右上の捨印欄に上記4で押印した印と同じ印で捨印を押すこと。
- 6 "ふりがな"を忘れずに記入すること。

(注4) 支払方法（銀行振込とする。）

- 1 銀行名、普通・当座の別、口座番号、口座名（名義人）を必ず記入すること。（口座名は省略せず正確に記入すること。）
- 2 不在者投票管理者（請求権を有する者）と口座名（名義人）が異なる場合は、委任状の欄を必ず記入すること。

(注5) 添付書類について

- 1 市区町村選挙管理委員会が選定した外部立会人であることを証する書類
- 2 不在者投票立会い実績報告書（別紙）
- 3 施設から外部立会人に支払いが行われたことを証する書類（領収書の写し等）

(注6) 提出期限について

- 1 請求書は、選挙期日後15日以内に提出すること。

別紙

不在者投票立会い実績報告書

令和8年月月 日日執行
 衆議院小選挙区選出議員選挙・衆議院比例代表選出議員選挙・
 最高裁判官国民審査
 最高裁判官国民審査

不在者投票 管理者氏名	施設名及び役職名（「〇〇病院長」等）	氏名
----------------	--------------------	----

立会日	立会時間			立会人氏名	報酬上限額 (12,400×時間数 (a)/8.5)	実際の報酬支払額 (上限額を超える場合 は、上限額を記入)	備考
	自	~	至				
~							円
~							円
~							円
~							円
~							円
~							円

↑ 7時間を超える場合（注3参照）には、「時間数」には記載せず、「1日」欄に「1」と記載してください。

合計 不在者投票者 総数(C) 人	報酬 支払額 合計(A)
-------------------------	--------------------

以下は不在者投票者のうち衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判官国民審査（以下「衆議院議員選挙等」）のいずれにも投票をせず、前記以外の選挙について、不在者投票者がいることにより報酬支払額(A)を按分する必要がある場合についてのみ記入すること。

報酬支払額 (A)	衆議院議員選挙等の投票者数 (B)	不在者投票者総数 (C)	按分する場合の請求金額 (A × B/C)

[参考資料] 市区町村選挙管理委員会所在地

市区町村名	郵便番号	住所	電話番号
千葉市	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟10階	043(245)5866
千葉市中央区	260-8733	千葉市中央区中央4-5-1きぼーる11階	043(221)2104
千葉市花見川区	262-8733	千葉市花見川区瑞穂1-1	043(275)6191
千葉市稻毛区	263-8733	千葉市稻毛区穴川4-12-1	043(284)6104
千葉市若葉区	264-8733	千葉市若葉区桜木北2-1-1	043(233)8121
千葉市緑区	266-8733	千葉市緑区おゆみ野3-15-3	043(292)8104
千葉市美浜区	261-8733	千葉市美浜区真砂5-15-1	043(270)3121
銚子市	288-8601	銚子市若宮町1-1	0479(24)8740
市川市	272-0023	市川市南八幡2-17-7第2庁舎分館	047(321)6158
船橋市	273-8501	船橋市湊町2-10-25	047(436)2733
館山市	294-8601	館山市北条1145-1	0470(22)3523
木更津市	292-8501	木更津市朝日3-8-1木更津市役所朝日庁舎	0438(23)8476
松戸市	271-8588	松戸市根本387-5	047(366)7386
野田市	278-8550	野田市鶴奉7-1	04(7123)1580
茂原市	297-8511	茂原市道表1	0475(20)1529
成田市	286-8585	成田市花崎町760	0476(20)1510
佐倉市	285-8501	佐倉市海隣寺町97	043(484)6179
東金市	283-8511	東金市東岩崎1-1	0475(50)1179
旭市	289-2595	旭市二2132	0479(62)5310
習志野市	275-8601	習志野市鷺沼2-1-1	047(453)9215
柏市	277-0004	柏市柏下73	04(7167)1092
勝浦市	299-5292	勝浦市新官1343-1	0470(73)6647
市原市	290-8501	市原市国分寺台中央1-1-1	0436(23)9817
流山市	270-0192	流山市平和台1-1-1	04(7150)6100
八千代市	276-8501	八千代市大和田新田312-5	047(421)6792
我孫子市	270-1192	我孫子市我孫子1858	04(7185)1264
鴨川市	296-8601	鴨川市横渚1450	04(7093)7845
鎌ヶ谷市	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047(445)1539
君津市	299-1192	君津市久保2-13-1	0439(56)1341
富津市	293-8506	富津市下飯野2443	0439(80)1349
浦安市	279-8501	浦安市猫実1-1-1	047(712)6672
四街道市	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043(421)6153
袖ヶ浦市	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438(62)3913
八街市	289-1192	八街市八街ほ35-29	043(443)1113
印西市	270-1396	印西市大森2364-2	0476(33)4676
白井市	270-1492	白井市復1123	047(401)5974
富里市	286-0292	富里市七栄652-1	0476(93)1113
南房総市	299-2492	南房総市富浦町青木28	0470(33)1131
匝瑳市	289-2198	匝瑳市八日市場ハ793-2	0479(73)0084
香取市	287-8501	香取市佐原口2127	0478(50)1227
山武市	289-1392	山武市殿台296	0475(80)1261
いすみ市	298-8501	いすみ市大原7400-1	0470(62)1402
大網白里市	299-3292	大網白里市大網115-2	0475(70)0397

[参考資料] 市区町村選挙管理委員会所在地

市区町村名	郵便番号	住 所	電話番号
印旛郡			
酒々井町	285-8510	酒々井町中央台4-11	043(496)1171
栄町	270-1592	栄町安食台1-2	0476(95)1111
香取郡			
神崎町	289-0292	神崎町神崎本宿163	0478(72)2111
多古町	289-2292	多古町多古584	0479(76)2611
東庄町	289-0692	東庄町笹川い4713-131	0478(86)6082
山武郡			
九十九里町	283-0195	九十九里町片貝4099	0475(70)3106
芝山町	289-1692	芝山町小池992	0479(77)3901
横芝光町	289-1793	横芝光町宮川11902	0479(84)1211
長生郡			
一宮町	299-4396	一宮町一宮2457	0475(42)2112
睦沢町	299-4492	睦沢町下之郷1650-1	0475(44)2500
長生村	299-4394	長生村本郷1-77	0475(32)2111
白子町	299-4292	白子町関5074-2	0475(33)2110
長柄町	297-0298	長柄町桜谷712	0475(35)2111
長南町	297-0192	長南町長南2110	0475(46)2111
夷隅郡			
大多喜町	298-0292	大多喜町大多喜93	0470(82)2111
御宿町	299-5192	御宿町須賀1522	0470(68)2511
安房郡			
鋸南町	299-2192	鋸南町下佐久間3458	0470(55)4801